

枚方市総合計画審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）

1 趣旨

枚方市総合計画審議会（以下「審議会」という。）における審議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の公開

審議会は、原則として公開により行うものとする。なお、審議会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

3 傍聴の手続き

(1) 審議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、事前に自己の住所及び氏名等を記載した「枚方市総合計画審議会傍聴人受付簿」を提出するものとする。

(2) 傍聴の定員は、会場の都合により、会長が、その定員の数を決定する。

(3) 傍聴の受付は、審議会の開催時刻までに行うものとする。なお、傍聴を希望する者が定員を上回った場合は、抽選によるものとする。

4 傍聴の区分

会長は、傍聴席を、必要に応じて一般席及び報道機関席に分けることができる。

5 傍聴席に入ることができない者

(1) 審議を妨害し、又は他者に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることはできない。

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではない。

6 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。

(4) 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。

(5) その他審議の進行を妨げるような行為をしないこと。

7 会長の指示の遵守

傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退場を命じることができる。

9 資料の取り扱い

審議会で委員に配付する資料は、原則として、傍聴人にも配付する。ただし、有料図書及び部数に限りのある冊子、並びに枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する情報に該当すると認められる資料については、この限りではない。

10 補則

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

.....<きりとり>.....

NO.

枚方市総合計画審議会傍聴人受付簿

枚方市総合計画審議会を傍聴します。なお、傍聴にあたっては、「枚方市総合計画審議会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

住 所			
氏 名			
傍聴日	平成	年	月 日 ()